十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十六号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同条第三項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第五項」を「第六項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第十項中「第八項の規定による修正申告書及び」を「第九項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「で第八項」を「で第九項」に、「第三十一条の二第八項」を「第三十一条の二第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項（第三項において準用する場合を含む。）の場合において、個人が、第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第三項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十三条第一項第三号の二中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改める。

第三十三条の三第二項中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同条第三項中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に、「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同条第六項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同項第十九号」を「同項第三十五号」に改め、同条第七項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条第八項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百五条」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二百五条」に改める。

第三十三条の六第一項中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第三十四条の二第二項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「同条第二項第四号ロ」を「同条第二項第四号ハ」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項第二十二号の二中「決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第一号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十八号」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「）」を「）又は同項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業（当該マンション除却敷地売却事業に係る財務省令で定める計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が」に、「第百二十四条第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第三十五条の三第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項並びに第三十六条の五中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「、同年三月三十一日」を「同年三月三十一日とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に、「第一号の」を「第二号の」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）」を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「イ又はロに掲げる区域にあつては、」、「平成二十六年四月一日又は」及び「のいずれか遅い日」を削り、同欄のハを削り、同号の下欄中「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同表の第二号の下欄中「既成市街地等」を「次に掲げる区域」に改め、同欄に次のように加える。

イ　既成市街地等であつて、次に掲げる区域（当該区域が都市再開発法第二条の三第一項に規定する大都市の区域に該当する場合にあつては、当該大都市の区域に係る同項に規定する都市再開発の方針に定められた同項第二号に規定する地区の区域に該当するものに限る。）

(1)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災街区整備方針に定められた同項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域

(2)　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内の区域

(3)　都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域

ロ　既成市街地等であつて、被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

ハ　既成市街地等であつて、イ及びロに掲げる区域以外の区域

第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「、建物又は構築物」を「、建物（特定施設の用に供されるものに限る。）又は構築物（特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限る。）」に改め、同表の第四号の上欄中「あつては、」の下に「その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百キロワット以下のもの及び」を加え、同条第三項及び第四項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年三月三十一日とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に改め、同条第三項中「の第一号」を「の第二号」に改め、「上欄に掲げる資産」の下に「に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産」を加え、「に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産」を削り、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第十二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項中「第一号」を「第二号」に、「百分の三十」を「百分の四十」に改める。

第三十七条の四中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「、同年三月三十一日」を「同年三月三十一日とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。」に改める。